

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、社是として、経営の考え方の根幹であり社名の由来でもある『夢現』(夢を現実に)を掲げ、お客さまの夢を実現することで会社としても成長し、ステークホルダーを含めたすべての人の夢の実現を目指します。

そのために、ミッションを、『不動産に新たな価値を創造し、すべての人の豊かな暮らしと夢に挑戦する』とし、事業活動を通して地球温暖化、少子高齢化、空き家問題や住宅ストックの老朽化等、不動産業界が抱える数々の社会課題の解決に取組み、持続的な企業価値の向上を目指します。

また、ミッションの実現に向けた、行動の基軸として『速さを追求』『あくなき挑戦』『多様な連携』『先を見通す』『貫く責任』の5つのバリューを定めております。

当社では、この企業理念の実現のために最も必要な施策は、経営の透明性と健全性の確保及び環境の変化に迅速・適切に対応できる経営機能の強化であり、コーポレート・ガバナンスの確立が最重要課題であると認識し、株主の権利・平等性の確保 株主以外のステークホルダーとの適切な協働 適切な情報開示と透明性の確保 取締役会等の責務の履行 株主との対話を基本原則としてコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また、当社取締役会は、実効性のあるガバナンスの枠組みを示しその実現に資することを目的として、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(以下「当社ガイドライン」)を定めております。

「当社ガイドライン」の全文は、当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

https://www.mugen-estate.co.jp/ir/management/governance/pdf/CGguidelines_20220325.pdf

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

【補充原則2-4-1 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、女性・外国人・中途採用者も分け隔てなく、活躍できる職場環境を提供することが、中長期的な企業価値の向上に必要な不可欠と認識しており、積極的な採用を進めております。

また、女性・外国人・中途採用者も分け隔てなく共通の、人事評価制度を運用しております。自身の立てた目標に向かって挑戦した成果、及び能力の向上を、公正に評価し、この能力と成果に応じて管理職登用を実施しております。

今後、中核人材の登用等における目標値、多様性確保に向けた人材育成計画の開示について検討を進めてまいります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役の員数を7名以内としており、現在4名の取締役のうち、2名が社外取締役であります。取締役の選任にあたっては、「当社ガイドライン」に記載のとおり、優れた人格、見識、能力、豊富な経験を有している取締役によって構成することとしています。現在の取締役は、全員男性かつ日本人となっておりますが、ジェンダーや国際性面はもとより、知識・経験・能力のバランスについて留意して多様性の確保についても引き続き検討してまいります。

当社は、監査役の員数を3名以内としており、半数以上の社外監査役を選任する方針としています。監査役の選任にあたっては、「当社ガイドライン」に記載のとおり、優れた人格、見識、必要な財務、会計、法務に関する知識、並びに適切な能力及び、豊富な経験を有している方を基準とし現在経験豊富な弁護士、税理士を社外監査役として迎え、常勤監査役は上場会社において豊富な財務・会計の知識経験を有しています。

当社は毎年全役員へ取締役会の運営に関するアンケートを実施し、その回答内容を分析・評価の上、その後の取締役会の運営改善を行い、取締役会の機能向上に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式としての上場株式を保有しておりませんが、今後、相手企業との関係強化や提携を図る目的で取得の必要が生じた場合には、中長期的な経済合理性等を検証し、その結果を開示するとともに、株式保有を行う方針であります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者間の取引につきましては、当社及び株主共同の利益を害することのないよう、法令・社内規則等に則り、その取引内容及び性質に応じた適切な手続きを実施しております。当該取引の内容を予め取締役会に付議し、取引の妥当性及び経済合理性について確認するとともに、関連当事者と当社との取引の有無を定期的に調査しております。

【補充原則2-4-1 中核人材の登用等における多様性の確保】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の通りです。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を採用していないため、当該制度運用における財政状態への影響はありません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、企業理念である「社是、ミッション、バリュー」に基づいた、3カ年の中期経営計画を策定し、当社ウェブサイト、有価証券報告書及び決算説明資料等に広く開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書1.の「基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、2021年11月12日に任意の報酬委員会を設置し、設置日以降5回開催し、取締役報酬制度に関する審議を行ったうえ、2022年度の取締役の報酬等の額及びその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法を以下の通りとする旨2022年3月25日開催の取締役会にて決議いたしました。

基本方針

当社の取締役の報酬に関する基本方針について、以下の通り定めております。

- ・事業年度ごとの業績の目標達成と中長期的な企業価値向上の動機づけとなり、事業戦略の遂行を後押しする報酬内容であること
- ・優秀な人材を確保できる報酬水準であること
- ・透明性のあるプロセスに基づき決定されること

報酬等の決定方法

取締役の個人別の報酬額は、代表取締役社長から上程された各取締役個別の固定報酬、賞与、株式報酬の額について、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会にてその妥当性に関する審議を上記方針に基づき行い、取締役会は上程された各取締役の個別の報酬案について協議の上、決議しております。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名方針と手続

当社の取締役は、優れた人格、見識、能力、豊富な経験を有していることに加え、取締役会の構成の多様性の観点より、ジェンダーや国際性の面を含む幅広い多様な人材の中から選定するよう定めております。選任にあたり、社外取締役が過半数で構成する指名・報酬委員会で審議し、取締役会に答申の上、取締役会で株主総会への付議を決定いたします。

また、当社の監査役は、優れた人格、見識、必要な財務、会計、法務に関する知識、並びに適切な能力、豊富な経験を有していることに加え、監査役としての役割を十分認識し、中立的・客観的な視点で取締役の業務遂行状況を監査し、経営の健全性及び透明性に貢献できる人材の中から選定するよう定めております。選任にあたり、監査役会の同意を経た上で、取締役会で株主総会への付議を決定いたします。

経営陣幹部の解任につきましては、法令又は当社規程に抵触又は職務の遂行に著しい支障が生じた場合等に、取締役の解任につきましては、指名・報酬委員会で審議し、取締役会に答申の上、取締役会で株主総会への付議を決定いたします。監査役の解任につきましては、監査役会の同意を経た上で、取締役会で株主総会への付議を決定いたします。

(5) 取締役・監査役候補の個々の選解任・指名についての説明

株主総会において取締役・監査役選任議案がある場合、個々の取締役・監査役を候補者とした理由を「株主総会招集ご通知」に記載し、当社ウェブサイトにて開示しております。

また、取締役・監査役の解任に当たっては、その理由を直ちに開示する方針であります。

【補充原則3-1-3 サステナビリティの取り組み】

サステナビリティ課題の解決にあたっては、それがリスクの減少のみならず、新たな収益機会にもつながることを認識し、積極的・能動的に取り組むこととしており、当社ウェブサイトにてサステナビリティの取り組みについて開示しております。

また、更なる持続的な成長に資するべく、第2次中期経営計画では、人的資本への投資計画を経営戦略に盛り込み、当社ウェブサイトにて開示しております。

【補充原則4-1-1 経営陣への委任の範囲】

取締役会は、法令及び定款にて定める事項並びに経営に関する重要事項について、取締役会にて決定する旨取締役会規程にて定めております。

また、取締役会が決定した基本方針に基づき、日常の業務執行を経営陣に委ねており、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程においてその職務と責任を明確にし、意思決定の迅速化や審議の効率化に努めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の選任につきましては、「社外役員の独立性に関する基準」を独自に定め、当社ウェブサイトにて開示している他、本報告書及び有価証券報告書に記載しております。また、独立社外取締役の選定に当たっては、その独立性基準に加えて、当社の経営に有益な知見や経験、専門的な知識を有すること等を重視して選任しております。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用と独立社外取締役の関与・助言】

当社は、監査役会設置会社であり、取締役4名中2名を独立社外取締役として選任しております。独立社外取締役の人数は過半数に達していませんが、個々の高度な独立性や高い専門的な知識と豊富な経験を活かすことで、適切な関与・助言を得る体制を整えていると認識しております。

また、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させることを目的に、取締役会の任意の諮問機関として社外取締役2名と代表取締役社長の計3名で構成する指名・報酬委員会を2021年11月に設置し、経営陣幹部・取締役の指名・報酬、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、委員会の適切な関与・助言を得る考えで進めております。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方につきましては、「取締役会の構成」並びに「取締役の資格及び指名手続」についての基本方針を「当社ガイドライン」に定め、当社ウェブサイトにて開示しております。取締役のスキル・マトリックスに関しては、株主総会招集通知等に記載し当社ウェブサイトにて開示しております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の上場会社の役員兼任状況】

取締役及び監査役の上場会社の役員兼任状況につきましては、取締役及び監査役の「担当及び重要な兼職の状況」を「株主総会招集ご通

知」及び「有価証券報告書」に記載し、当社ウェブサイトにて毎年開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社取締役会は、2021年度の実効性に関する評価を、2022年3月に実施いたしました。

当社取締役及び監査役全員(社外役員含む計10名)に対して、無記名回答方式でのアンケートを実施し全員から回答を得ました。アンケートでは、各取締役・各監査役より、当社取締役会の改善を検討すべき点など自由な意見や提案を求めています。主な質問事項は、取締役会の規模・構成、情報提供や支援体制、取締役・監査役へのトレーニング機会の適切な付与などから構成しております。

当社取締役会は、規模・構成・運営状況等において、経営上重要な意思決定や業務執行の監督を行うための体制が構築されていることを確認しました。また、各構成員が果たすべき役割を十分に理解し、多様な経験や専門性をもつ社外役員を含めて活発な議論が行われていることを確認しました。

一方、課題としましては、取締役会の実効性をさらに高めるために、中長期的な経営戦略と経営戦略に基づく計画の進捗検証に関する議論のさらなる充実、審議内容の早期準備、議題設定や審議のあり方等の点については、今後の対処すべき課題であることを確認いたしました。

当社取締役会は、その着実な遂行を継続的に審議・検証するための十分な議論の機会と時間を確保するなど、取締役会の実効性にかかる課題解決に向けた継続的な取り組みを行い、取締役会の実効性について更なる向上を図ってまいります。また、取締役会の実効性に関する分析・評価は今後も継続的に実施し、より充実したコーポレートガバナンス体制の構築と更なる企業価値の向上を目指してまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

“取締役及び監査役の研鑽及び研修”についての基本方針を「当社ガイドライン」に定め、当社ウェブサイトにて開示しております。また、必要な知識の取得や役割・責務の十分な理解のために、就任時のみならず就任後も継続的に更新する機会を適宜提供しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、経営企画部をIR担当部門として、代表取締役社長が統括し、関連部門と連携を図りながら、個人投資家向け会社説明会やアナリスト・機関投資家向け決算説明会等を定期的に開催しております。また、株主との建設的な対話を通じて双方向のコミュニケーションの充実を図り、経営に関する分析や評価を吸収し経営陣幹部に報告しております。なお、“株主との対話”について「当社ガイドライン」に定め、当社ウェブサイトにて開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
藤田 進	5,685,700	23.91
藤田 進一	2,483,000	10.44
株式会社ドリームカムトゥルー	1,700,000	7.15
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	1,506,600	6.34
藤田 百合子	700,000	2.94
藤田 由香	700,000	2.94
庄田 桂二	658,000	2.77
庄田 優子	655,000	2.75
株式会社夢現企画	360,000	1.51
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	307,300	1.29

支配株主(親会社を除く)の有無

藤田 進、藤田 進一

親会社の有無

なし

補足説明 更新

所有株式数の欄は、2021年12月30日現在で表示しております。また、当社は、自己株式585,709株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。所有割合につきましても、自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

12月

業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の主要株主である当社代表取締役会長藤田進氏及び当社代表取締役社長藤田進一氏の持株比率は、二親等以内の親族及び創業家の資産管理会社である(株)ドリームカムトゥルー並びに(株)夢現企画の所有株式を合計すると過半数となり支配株主に該当致します。

当社は、少数株主保護のため全ての取引に関し、その適法性、内容の妥当性及び合理性を稟議規程等の諸規程に基づき吟味しております。特に(株)ドリームカムトゥルー並びに(株)夢現企画を含む支配株主及びその二親等以内の者との取引については、関連当事者取引として取り扱い、通常取引と比較して適正、妥当かつ合理的な取引であるかを取締役会に諮り、利害関係者を除く取締役による承認を得たうえで取引を行う旨コーポレートガバナンス・ガイドラインに定めております。当社はこのような体制の下で、支配株主のみならず広く株主全般の利益確保に努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社及び上場子会社を有しておりませんので、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
仁田 雅志	他の会社の出身者											
井上 守	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
仁田 雅志			<p>仁田雅志氏は、長年にわたり日本有数の文化芸術部門の企画、経営に携われ、その豊富な経験と実績に基づき、当社の経営陣から独立した客観的な立場で適切な意見をいただいていることから、引き続き当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけるものと期待しております。</p> <p>なお、仁田雅志氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。</p>
井上 守			<p>井上守氏は、経営者として住宅関連分野において幅広い見識と豊富な経験を有しており、当社社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていることから、引き続き当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけるものと期待しております。</p> <p>なお、井上守氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

1. 委員会設置の目的

取締役及び執行役員の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図り、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させることを目的として、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置いたしました。

2. 委員会の役割

取締役会からの諮問に応じて、主に以下の事項について審議を行い、取締役会に答申を行います。

- ・取締役及び執行役員の選解任と指名を行うにあたっての方針に関する事項
- ・取締役及び執行役員の選任及び解任に関する事項
- ・取締役及び執行役員の報酬等を決定するにあたっての方針に関する事項
- ・取締役及び執行役員の報酬の内容に関する事項
- ・その他、取締役会が必要と判断した事項

3. 委員会の構成

委員会は3名以上の委員で構成し、その過半数を独立社外取締役とし、取締役会の決議により選定します。また、委員長は委員の中から委員会の決議によって選定いたします。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

三様監査を担う監査役、会計監査人、内部監査室はそれぞれ密接に連携を取りながら業務を推進することで、監査の効率と質の向上を図っております。

当社の監査役会は常勤監査役1名と独立社外監査役2名で構成されております。監査役会は毎月1回程度開催されており、監査方針や監査計画など重要事項を決定するとともに、監査役間の協議、報告、情報共有を行っております。なお、監査役は3名以内とする旨定款で定められております。

監査役監査は、常勤監査役を中心に独立社外監査役2名も業務を分担して、監査役3名が積極的に関与しております。監査役3名は、取締役会その他の重要な会議に出席し、適宜意見を述べているほか、取締役等から業務執行に関する報告を受けております。また、常勤監査役は重要書類の閲覧等を行いその内容を独立社外監査役2名に共有しており、取締役の職務の執行状況を常に監督できる体制にあります。なお、監査役3名はそれぞれ得意の専門分野における知識を有しており、適切な業務分担により有効性の高い監査が実施されております。

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。当社は同法人からの定期的な財務諸表等に対する監査をはじめ、監査目的の上必要と認められる範囲で内部統制及び経理体制等会計記録に関連する制度、手続きの整備・運用状況の調査を受け、また、その結果についてのフィードバックを受けております。監査役3名は、同法人が行う監査・調査のフィードバックを四半期に一度受けるなど、同法人との間で定期的に意見交換を行っております。

当社では内部統制制度の充実と経営の合理化及び資産の保全を行うために内部監査制度を設けております。内部監査業務は内部監査室が担っております。内部監査室は内部監査規程に基づき監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得たうえで同計画に基づいて内部監査を実施しております。当該内部監査は子会社を含む会社全部門を対象として実施しており、当社グループの業務活動の適正性及び効率性の確保に寄与しております。

常勤監査役と内部監査担当者は、内部監査実施に先立ち事前に面談し、連携して効率的かつ有効な監査が実施できるように努めており、また、監査役3名及び内部監査担当者は会計監査人との連携により、監査業務の効率化、合理化を図り、その機能の強化に努めております。内部監査結果についても、適宜相互に報告する関係を構築しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岡田 義廣	税理士													
富田 純司	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡田 義廣			岡田義廣氏は、税理士としての財務及び会計に関する専門的な知識、豊富な経験と高い見識を有しており、今後もその知識と経験に基づき、当社監査体制の一層の強化を図るための有用な助言や提言が期待できるものと判断しております。 なお、岡田義廣氏は社外監査役になること以外の方法で直接会社経営に関与した事実はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
富田 純司			富田純司氏は、弁護士としての企業法務及びコンプライアンスに関する専門的な知識、豊富な経験と高い見識を有しており、今後もその知識と経験に基づき、当社監査体制の一層の強化を図るための有用な助言や提言が期待できるものと判断しております。 なお、富田純司氏は社外監査役になること以外の方法で直接会社経営に関与した事実はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員は全て独立役員に指定しております。

また、当社は以下のとおり「社外役員の独立性に関する基準」を定めております。

社外取締役および社外監査役の独立性に関する方針として、会社法に定める社外取締役または社外監査役の要件を満たすとともに、以下の独立性の基準のいずれにも該当しない者を独立役員として選任する。

1. 当社および子会社等(以下、「当社グループ」という)の業務執行者
2. 当社の主要な株主
3. 当社グループが主要な株主となっている者またはその業務執行者
4. 当社グループを主要な取引先とする者
5. 当社グループの主要な取引先である者
6. 当社グループの主要な借入先
7. 当社グループから一定額を超える寄付金を受領している者
8. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
9. 当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人、またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
10. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家又は法律家等
11. 当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就いている場合において、当該他の会社の業務執行者
12. 過去3年間において、上記2から11までのいずれかに該当していた者
13. 上記1から12までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等内の親族

- 1業務執行者とは、法人等の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに類する役職者および使用人等の業務を執行する者をいう。
- 2主要な株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。
- 3当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社グループとの取引額が当該取引先の連結売上高の2%を超える者をいう。
- 4当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社グループの当該取引先との取引額が当社グループの連結売上高の2%を超え

る者をいう。

5当社グループの主要な借入先とは、直近事業年度末における当社グループの当該借入先からの借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える者をいう。

6当社グループから一定額を超える寄付金を受領している者とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付または助成金を受けている者をいう。ただし、当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体の総費用の30%を超える団体に所属する者をいう。

7当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家又は法律家等とは、直近事業年度において、役員報酬以外に1,000万円を超える財産を得ている者をいう。ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体の連結売上高または総収入の2%を超える団体に所属する者をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

報酬体系

当社の取締役の報酬等は、社外取締役を除く取締役に対し、「固定報酬」、「賞与」及び「株式報酬」により構成されており、社外取締役の報酬等は「固定報酬」のみにより構成しております。報酬水準は、株主総会で決定された報酬総額の限度内で同業他社の水準等を考慮の上、事前に代表取締役が報酬委員会の諮問を経た上で、取締役会で決定しております。また、各報酬の支給割合は、役位・職責、業績及び目標達成度等を総合的に勘案して、固定報酬、賞与、株式報酬の比率が、概ね65:20:15となるように設定しております。

監査役の報酬等に関しましては、固定報酬のみで構成されており、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、監査役会にて常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の分担等を勘案し、協議・決定しております。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

社内取締役

該当項目に関する補足説明 **更新**

中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること並びに株主の皆さまとの一層の価値共有を目的として、株式報酬型ストックオプションを交付しています。

株式報酬型ストックオプションは、原則として毎年、当社と割当対象者との間で新株予約権割当契約書を締結したうえで、役位に応じて決定された数の新株予約権を交付します。株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、行使の条件は、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の地位を喪失した日のいずれか遅い日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使することができると定めております。

なお、2022年3月25日の株主総会において、取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件が承認可決されたこととともない、既に付与済みのものを除き、取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、今後、新たに取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権は発行しないことといたします。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

第31期事業年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)における役員の報酬等の総額は、取締役142百万円(うち社外取締役11百万円)、監査役24百万円(うち社外監査役11百万円)であります。

(注)1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記報酬等の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額5百万円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

当社は、2021年11月に任意の指名・報酬委員会を設置し、設置日以降5回開催して取締役報酬制度に関する審議を行ったうえ、2022年度の取締役の報酬等の額及びその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法を以下の通りとする旨2022年3月25日開催の取締役会にて決議いたしました。

基本方針

当社の取締役の報酬に関する基本方針について、以下の通り定めております。

- ・事業年度ごとの業績の目標達成と中長期的な企業価値向上の動機づけとなり、事業戦略の遂行を後押しする報酬内容であること
- ・優秀な人材を確保できる報酬水準であること
- ・透明性のあるプロセスに基づき決定されること

報酬体系

当社の取締役の報酬等は、社外取締役を除く取締役に対し、「固定報酬」、「賞与」及び「株式報酬」により構成されており、社外取締役の報酬等は「固定報酬」のみにより構成しております。報酬水準は、株主総会で決定された報酬総額の限度内で同業他社の水準等を考慮の上、事前に代表取締役社長が指名・報酬委員会の諮問を経た上で、取締役会で決定しております。また、各報酬の支給割合は、役位・職責、業績及び目標達成度等を総合的に勘案して、固定報酬、賞与、株式報酬の比率が、業績目標達成時に65:20:15となるように設定しております。

監査役の報酬等に関しましては、固定報酬のみで構成されており、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、監査役会にて常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の分担等を勘案し、協議・決定しております。

報酬等の構成要素と概要

当社の取締役の報酬等の構成要素と概要は以下の通りです。

報酬の構成要素 / 目標業績達成時の構成比率 / 報酬の概要

固定報酬 / 65% / 各役位の職務に報いることを目的に、報酬額のテーブルを定め、これに基づいて毎月固定額を金銭で支給する報酬。

賞与 / 20% / 事業年度ごとの業績目標達成と、事業戦略の遂行を後押しすることを目的に、連結当期純利益の額に応じて、予め役員内規に定めた計算式に基づき支給額を決定し、金銭で支給する報酬。当該指標を採用している理由は、当社の中期経営計画の目標と整合しており、当社グループの連結業績の最終結果を表すため。

譲渡制限付株式 / 15% / 当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式で支給する報酬。譲渡制限期間は、その交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する時までの期間とする。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役並びに非常勤監査役である社外監査役へのサポート体制といたしましては、取締役会の事務局である管理本部が窓口となり、取締役会の開催前に内容をより深く把握することを目的として、取締役会の資料を取締役会の構成メンバー全員に対して電子メールで送付することにより、事前に情報を共有し、十分な検討を行うことができる体制としております。

また、当社では、社外取締役や社外監査役との連絡・調整を行う際は、内部監査部門、取締役会事務局、常勤監査役を通じて社外取締役・社外監査役の依頼を受け付けられる体制を整えております

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

会社の機関の基本説明

当社は、株主総会決議のもと、取締役、監査役を選任し、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。

また、経営機能の強化及びコーポレート・ガバナンスの確立のため、内部監査室の設置及び執行役員制度を導入し監督機能(取締役会)と業務執行機能(執行役員会)の分離を行っております。なお従来の常務会を廃止し新たに執行役員会を設置しております。

会社の機関の内容は次のとおりであります。

1) 株主総会

当社の株主総会は事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に代表取締役社長が招集することを定款に定めております。

2) 取締役会

当社の取締役会は、重要事項を意思決定するとともに、業務執行を監督することを目的としており、取締役4名(うち社外取締役2名)で構成しております。取締役会は月1回定期的に開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役会は、全取締役の過半数にあたる取締役の出席により成立し、その決議は出席取締役の過半数をもって行います。特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができないとしております。取締役の選任理由は、株主総会招集通知等に記載しホームページ上に公開しております。

なお、監査役3名も恒常的に参加出席し、適宜意見を述べております。

3) 監査役会

当社は監査役制度を採用しており、監査役間の連携を強化し、監査役監査の実効性を高めるべく、監査役3名(常勤監査役1名、社外監査役2名)で監査役会を設置しております。監査役会は毎月1回程度開催されており、監査方針や監査計画など重要事項を決定するとともに、監査役間の協議・報告・情報共有を行っております。

また、各監査役は、会計監査人並びに内部監査室と緊密に連携の上、経営監視、内部統制、会計監査、業務監査が一体として機能する体制を構築しております。各監査役は、定期的に各取締役に職務執行状況をヒアリングし、また会計監査人や内部監査室と随時緊密に連携、意見交換を行っており、取締役の職務執行状況を把握できる体制となっております。

4) 指名・報酬委員会

当社は取締役及び執行役員の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させることを目的として、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を2021年11月に設置いたしました。取締役会からの諮問に基づき、取締役及び執行役員の選解任、取締役及び執行役員の報酬等の決定方針・報酬等・報酬限度額、その他の重要事項を審議し、答申を行います。

指名・報酬委員会の活動は年4回程度を予定しており、指名・報酬委員会の委員は取締役3名(うち社外取締役2名)で構成しており、委員長は代表取締役社長としております。

5) 執行役員会

当社は、取締役会が決定した基本方針に基づき、業務執行に関する重要事項を審議、決定するため、取締役会規程及び執行役員会規程に基づき取締役会にて選任された取締役を含む執行役員を構成員とする執行役員会を設置しております。なお、常勤監査役及び社外取締役2名が恒常的に参加出席しており、原則として週1回開催しております。

6) リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

当社はリスクを事前に回避すること及び万一リスクが顕在化した場合に会社の損失の最小化を図ることを目的として、管理本部長を委員長とし各部門及びグループ会社の責任者を選任しリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し年4回程度開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方にに基づき、当社を取り巻く事業環境に適切に対応し、継続的に企業価値を向上していくために、迅速な意思決定を行うことが重要と考えており、現在の体制を採用しております。また、社外取締役2名を含む取締役4名による取締役会の迅速な意思決定と活性化を図るとともに、常勤監査役1名、社外監査役2名を含む監査役会により客観的で中立的な経営監視機能を備えることで、経営の透明性および公正性を確保しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が総会議案を十分に検討できるよう、招集通知の発送の早期化に努めるとともに、招集通知に記載する情報を招集通知発送前にTDnet及び当社ウェブサイトにて開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主との建設的な対話の場であるとの観点から、より多くの株主が株主総会へ出席できるよう、開催日程及び開催場所について配慮するよう努めております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は議決権電子行使プラットフォームに参加しております。これにより機関投資家は招集通知発送日の当日から議案検討に十分な期間を確保できるようになり、議決権行使促進の一助となっております。
招集通知(要約)の英文での提供	TDnet及び当社ウェブサイトにおいて招集通知(和文・英文)を掲載し、国内外の株主の議決権行使の促進を図っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを策定し、当社ウェブサイトに株主・投資家向けコンテンツを設け掲載しております。 開示の基本方針、開示方法、インサイダー取引の未然防止、情報の取扱等について規定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に1~2回程度の開催を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの年2回の決算説明会は、2021年はウイルス感染防止の観点から対面での実施を見送り、代表取締役社長による動画配信での実施としておりましたが、2022年は、十分な感染対策を確認した上で対面での開催と動画配信の併用で実施しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社HPに株主・投資家向けコンテンツを設け、以下の資料を随時掲載しております。 ・ 決算情報 ・ 決算説明会資料 ・ 決算情報以外の適時開示資料 ・ 有価証券報告書及び四半期報告書 ・ 株主総会関連資料(招集通知・決議通知・株主通信)	

IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部をIR担当部署としております。
その他	英文HP及び英文IR資料を作成し、外国人投資家向けの情報開示への取り組みを進めております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針において、以下のように定めております。</p> <p>当社は、社名として、経営の考え方の根幹であり社名の由来でもある『夢現』（夢を現実に）を掲げ、お客さまの夢を実現することで会社としても成長し、ステークホルダーを含めたすべての人の夢の実現を目指します。</p> <p>そのために、ミッションを、『不動産に新たな価値を創造し、すべての人の豊かな暮らしと夢に挑戦する』とし、事業活動を通して地球温暖化、少子高齢化、空き家問題や住宅ストックの老朽化等、不動産業界が抱える数々の社会課題の解決に取組み、持続的な企業価値の向上を目指します。</p> <p>また、ミッションの実現に向けた、行動の基軸として『速さを追求』『あくなき挑戦』『多様な連携』『先を見通す』『貫く責任』の5つのバリューを定めております。</p> <p>当社では、この企業理念の実現のために最も必要な施策は、経営の透明性と健全性の確保及び環境の変化に迅速・適切に対応できる経営機能の強化であり、コーポレート・ガバナンスの確立が最重要課題であると認識し、株主の権利・平等性の確保 株主以外のステークホルダーとの適切な協働 適切な情報開示と透明性の確保 取締役会等の責務の履行 株主との対話を基本原則としてコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社は、ウェブサイトにて、サステナビリティとして、ESGそれぞれの活動を開示しております。</p> <p>また、サステナビリティ方針を以下と定めております。</p> <p>私たちムゲンエーステートグループは、社名の由来でもある『「夢現」夢を現実に』の社名のもと、お客さまをはじめとする、皆さまの「夢」の実現のお役に立ちたいと願っております。</p> <p>私たちは、中古不動産に新たな価値を創り出す事業そのものが、社会に大きく貢献していることを共有し、事業を通して、持続可能な社会を実現することが、私たちの共通の「夢」と考えています。</p> <p>ミッションである『不動産に新たな価値を創造し、すべての人の豊かな暮らしと夢に挑戦する』を実践することで、持続可能な社会の実現とムゲンエーステートグループの持続的な成長に挑戦します。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>当社はディスクロージャーポリシーに則り、株主・投資家をはじめとするステークホルダーとの建設的な対話を重視しております。そうした建設的な対話を通じて、経営方針に係る理解を得る努力を行うとともに、ステークホルダーの意見等を吸収し、当社の持続的な成長と企業価値の向上に取り組んでおります。</p> <p>また、インサイダー取引防止規程及び適時開示手順書を策定の上、当該規程に則り運用しております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、株主をはじめ、お客様、社会、従業員等のステークホルダーとの適切な関係を維持し、不動産販売業者としての社会的使命・責務を全うすることで長期的な業績向上と企業価値の増大に努めます。そのために当社は「内部統制システム構築の基本方針」を以下のように定め、健全で透明性の高い内部統制システムを構築し、適切なコーポレート・ガバナンスを行ってまいります。

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役及び使用人の法令等の遵守、ならびにリスク管理に関する体制について

(会社法362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第2号及び第4号)

(1) 取締役会は、リスク管理体制を構築するとともに、取締役及び使用人(以下、「取締役等」という)の職務の執行が法令等に適合することを確保します。また、内部通報規程に定める内部通報制度を運用する等し、法令等に反する行為の未然防止もしくは早期発見を図ります。なお、リスクマネジメントの推進にあたっては、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、リスクの把握、それに対する再発防止策やリスク低減等に関する施策を審議するとともに、有効性に対する評価・モニタリングを行い、その結果を取締役会へ報告しております。

(2) 取締役会は、反社会的勢力との関係遮断を企業防衛の観点から必要不可欠なことと捉え、団体や個人による不当な要求等に応じたりすることのないよう取り組みの強化を図ります。

2. 取締役等の効率的な職務執行の確保と当該職務執行に係る情報の保存等について

(会社法施行規則第100条第1項第1号及び第3号)

(1) 取締役会は、職務権限規程や業務分掌規程等に基づく適切な権限委譲や稟議制度について定め、取締役等の適正かつ効率的な職務執行環境を整備します。

(2) 取締役会は、文書管理規程等必要な諸規程を定め、主要会議の議事録やその資料及び業務執行に係る重要書類や報告書等について適切

に保存管理します。なお、取締役及び監査役は常時これらの記録を閲覧できます。

3. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

(1) 取締役会は、当社の子会社を管理する部署及び規程を定め、当社及びその子会社から成る企業集団における業務の執行及び法令等の遵守状況ならびにリスク管理の体制について監督し、適正かつ効率的な事業運営を行います。

(2) 取締役会は、必要に応じて、当社の子会社に対してその役員及び使用人の職務の執行状況等についての報告を求めます。また、当社及び当社の子会社は、それぞれが当社の内部監査部門による監査を受けることを通じて、企業集団における業務の適正を確保する体制を維持いたします。

4. 監査役職務の補助要員の配置と独立性及び当該補助要員に対する指示の実効性の確保について

(会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号及び第3号)

(1) 取締役会は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役スタッフを配置します。

(2) 監査役スタッフは監査役の指揮命令により業務を行います。当該監査役スタッフの異動や評価・処遇については予め監査役の同意を得た上で決定します。

5. 監査役への報告、費用等の処理及び監査役監査の実効性を確保するための体制について

(会社法施行規則第100条第3項第4号、第5号、第6号及び第7号)

(1) 当社取締役等、子会社の役員、及び子会社の使用人は、当社監査役の求めに応じて、会社経営及び事業運営上の重要事項や業務執行の状況及び結果について報告します。

(2) 当社取締役等、子会社の役員、及び子会社の使用人は、法令等の違反等、当社及びその子会社から成る企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第直ちに当社監査役に対して報告します。

(3) 当社は、当社監査役に内部通報制度による報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社取締役等、子会社の役員、及び子会社の使用人に周知徹底します。

(4) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い、または償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

(5) 代表取締役社長は、監査役と適宜に会合をもち意思疎通を図るほか、監査役が実効的な監査を行なうことができる環境を整備します。

6. 上記の内部統制システムの整備及び運用に関し、内部監査部門が当社及びその子会社から成る企業集団の内部監査を実施し、監査役は取締役等の職務の執行状況を監査します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、かねてよりの反社会的勢力の排除の機運の社会的な高まりを受け、代表取締役社長以下従業員に至るまで、反社会的勢力との関わりを一切持たないよう努めてまいりました。

このような中、2011年10月1日に施行された「東京都暴力団排除条例」を受け、反社会的勢力との関わりを未然に防ぐべく、不動産売買に関する契約書にいわゆる「暴排条項」を記載することを徹底しておりますとともに、不動産売買、工事発注、物品購入等において新規取引を行う際は、新規取引先に対し、事前に新聞記事データベース等によるチェックを行う旨社内規程にて定められております。なお、チェックは総務部等において、マニュアルに定められた手順に従って実施しております。

また、株主につきましては、市場における取引を通じて反社会的勢力が当社の株式を取得する可能性があります。株主名簿管理人から定期的に情報を入手することにより、反社会的勢力が株主となっているか否かの把握に努めてまいります。

役員、従業員の採用の際においては、内定前に新聞記事データベース等によるチェックを行っております。

上記のような社内でのチェック体制とは別に、当社は「公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」へ2008年4月に加入し、所轄警察署との関係を深め、また必要に応じ取引先が反社会的勢力に該当するか照会する等、反社会的勢力との関わりを防ぐあらゆる情報の入手に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

